

# 運 営 規 則

(根 拠)

第1条 この連盟の運営に関することは、この連盟の規約に定めるほか、この規則に定めるところによる。

## 第1章 会員の定義

(会 員)

第2条 加盟団体に所属する登録会員とは、公益財団法人全日本スキー連盟の会員登録規程に基づき、登録された会員をいう。

- 2 この連盟の目的に賛同し、この連盟の事業を支援するために、入会を承認された個人または法人は、この連盟の賛助会員とする。
- 3 加盟団体に所属する大学生及び高校生にあっては、主たる所属団体より公益財団法人全日本スキー連盟の会員登録をされた者は、加盟団体の申請をもって限定会員とすることができる。

## 第2章 役員を選出

(役員を選出時期)

第3条 この連盟の役員を選出は、事業の円滑な運営のため、規約第14条の規定にかかわらず7月の代表委員会において行う。ただし、補充選出についてはこの限りではない。

(役員を選出方法)

第4条 会長及び副会長は、役員推挙委員会の推挙に基づき、代表委員会で決定する。

- 2 会長、副会長を除く理事は、
  - (1) 各ブロックより1名計7名を推薦し、代表委員会において承認をうけなければならない。
  - (2) 理事10名は、立候補によるものとし、代表委員会において選出する。
  - (3) 会長は前各項に定める理事の他、5名を限度として理事を推薦することができる。ただし、代表委員会において承認をうけなければならない。
- 3 ブロック推薦の理事は、所属する加盟団体の承諾を、立候補の理事にあっては所属する加盟団体の推薦がなければならない。
- 4 監事は、立候補により代表委員会において選出する。立候補に際しては、所属する加盟団体の推薦がなければならない。
- 5 欠員による役員補充選出については、前1項から4項を準用する。

(役員選挙運営委員会)

第5条 会長及び副会長以外の役員を選出するため、役員選挙運営委員会を設置する。

- 2 役員選挙運営委員会は、各ブロックから1名選出された委員により構成し、役員改選の役員選挙が行われる前年の10月の代表委員会において選出する。
- 3 役員選挙運営委員長は、委員の互選とする。
- 4 役員の立候補者が定数を超えた場合、代表委員会における選出は、出席代表委員による直接無記名投票の選挙とし、定数連記方式とする。
- 5 役員の立候補者が定数を超えない場合は、代表委員会の議決を経て無投票当選とすることができる。

- 6 役員選挙運営委員会は、少なくとも選挙が行われる1カ月前までに、選挙の目的、選挙の日時、立候補の受付、締切等、選挙の執行に関する公示をしなければならない。
- 7 役員選挙運営委員の任期は、2年とする。

(役員推挙委員会)

第6条 会長及び副会長候補を推挙するため、役員推挙委員会を設置する。

- 2 役員推挙委員会は、各ブロックを代表する代表委員、理事及び監事をもって構成し、定数は15名以内とする。
- 3 前項の代表委員数は、各ブロック1名とする。
- 4 各ブロックを代表する委員は理事会の承認を得るものとし、その他の委員は理事会で選任する。
- 5 役員推挙委員の選出は、役員改選の前年10月の代表委員会で選出する。
- 6 役員推挙委員長は、委員の互選とする。
- 7 役員推挙委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により、成立するものとする。ただし、委任状の提出があった場合には、出席したものと見なす。
- 8 役員推挙委員会は、適任と思われる会長及び副会長候補者を決定し、代表委員会に推挙する。
- 9 役員推挙委員会は、各役員候補者を選出するにあたり、出席委員の過半数の同意をもって決定する。賛否同数の場合は、委員長が決定する。
- 10 役員推挙委員会は、改選日までに委員会を開催し、会長及び副会長候補者を推挙しなければならない。
- 11 役員推挙委員の任期は、2年とする。

(理事長等の選出)

第7条 理事長、副理事長及び各専門部部長は、理事の提案を受け、会長が指名して理事会で承認を得る。

(常任理事)

第8条 常任理事は、専門部部長が兼ねる。

### 第3章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与の推薦)

第9条 この連盟に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、この連盟の会長であった者で、理事会及び代表委員会で推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この連盟の会長、副会長であった者、及びスキーに関する功労者の中から理事会及び代表委員会で推薦し、会長が委嘱する。
- 4 参与は、この連盟に対し、功労のあった者の中から理事会及び代表委員会で推薦し、会長が委嘱する。

### 第4章 ブロックの設置

(ブロックの設置と目的)

第10条 事業を円滑に運営するため、この連盟にブロックを設置する。

- 2 ブロックは、この連盟の目的に協力し、円滑な運営に寄与する。
- 3 ブロックは、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 役員ブロック推薦

- (2) 役員選挙運営委員及び役員推挙委員の選出
- (3) ブロックにおける行事の執行運営
- (4) 連盟に対する提案、要望等
- 4 ブロックは6ブロックとし、その構成は別表に定める。
- 5 高体連はブロックに準じて取り扱う。
- 6 各ブロックの代表者並びに運営については、各ブロックで定めるものとする。

## 第5章 専門部の設置

### (専門部の設置)

第11条 事業を円滑に運営するため、理事会内部に次の専門部を設置する。

- (1) 総務部 (2) 競技部 (3) 教育部
- 2 会長、副会長、理事長、副理事長を除く理事は、各専門部長からの意見に基づき会長が承認し、前項に定める専門部のいずれか一つに所属する。
- 3 各専門部に部長及び副部長を置く。副部長は各専門部長の選任により、理事会の承認を経て決定する。

### (専門部の事務分掌)

第12条 総務部は、次の業務を分掌する。

- (1) 代表委員会及び理事会等に関すること
- (2) 会計に関すること
- (3) 財産及び物品の管理に関すること
- (4) 文書の収受、発送及び保管に関すること
- (5) 広報及び伝達に関すること
- (6) 渉外業務の総括に関すること
- (7) 事務所の管理に関すること
- (8) 団体の加盟、及び公益財団法人全日本スキー連盟の登録に関すること
- (9) 各会議の議事録の作成に関すること
- (10) 安全対策に関すること
- (11) その他、他の専門部に属さないもの
- 2 競技部は、次の業務を分掌する。
  - (1) 競技スキー及びフリースタイルスキー競技（以下：競技スキー）の普及及び強化に関すること
  - (2) 競技スキー関係行事の運営に関すること
  - (3) 競技スキー選手の選考及び派遣に関すること
  - (4) 公認スキー競技会の企画・運営に関すること
  - (5) 競技スキー関係記録等の整理及び作成に関すること
  - (6) ジュニア選手の育成及び保護者との連携に関すること
  - (7) 安全対策に関すること
  - (8) その他、競技スキーに関すること
- 3 教育部は、次の業務を分掌する。
  - (1) スキー・スノーボードの普及及び強化に関すること

- (2) スキー・スノーボード関係行事の運営に関する事
- (3) スキー・スノーボード指導者の育成及び強化に関する事
- (4) 各種検定会、講習会に関する事
- (5) 公認資格者の審査、認定に関する事
- (6) 文部科学大臣認定社会体育指導者制度に関する事
- (7) 安全対策に関する事
- (8) その他、スキー・スノーボードに関する事

(専門委員の選任)

第13条 規約第20条の規定により各専門部長は、必要に応じて若干名の専門委員を選出することができる。

- 2 選出された専門委員は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 総務部の専門委員は、書記を兼ねる。
- 4 専門委員の任期等は、役員に準ずる。

## 第7章 加盟団体細則

(負担金)

第14条 加盟団体の負担金は、次の額とする。

クラブ加盟団体	15,000円
連盟加盟団体	30,000円

(加盟団体の申請)

第15条 この連盟に加盟しようとする団体は、加盟申請書に、次の事項を記載した書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 団体名 (2) 会則 (3) 設立年月日 (4) 事務所所在地、電話番号 (5) 代表者住所氏名、電話番号 (6) 役員住所氏名、電話番号 (7) 会員数及び会員名簿 (8) 代表委員の住所氏名、電話番号、メールアドレス

(加盟金)

第16条 新規に承認を受けた加盟団体の加盟金は、20,000円とする。

(報告義務)

第17条 加盟団体は、規則第15条(1)、(4)、(5)、(8)に変更を生じた時は、ただちにこれを連盟の会長に報告しなければならない。

(協力義務)

第18条 加盟団体は、この連盟の事業の運営に積極的に協力しなければならない。

## 第8章 雑則

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、代表委員会の議決による。

(付則)

第20条 この規則は、昭和59年10月7日から施行する。

改正 昭和60年10月6日

改正 平成6年7月3日

改正	平成 7年10月 8日
改正	平成11年10月 3日
改正	平成16年 7月 4日
改正	平成23年 7月 3日
改正	令和 5年 7月 2日

別 表

(ブロック名) (ブロック市、郡)

- 1 千葉ブロック 千葉市、四街道市、佐倉市
- 2 船橋ブロック 船橋市、八千代市、習志野市、鎌ヶ谷市
- 3 市川ブロック 市川市、浦安市
- 4 東葛ブロック 松戸市、柏市、我孫子市、流山市、野田市、白井市
- 5 市原ブロック 市原市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、安房郡
- 6 外房ブロック 茂原市、旭市、銚子市、八街市、成田市、勝浦市、鴨川市、富里市、香取市  
印西市、匝瑳市、山武市、東金市、いすみ市、南房総市、館山市、長生郡、夷隅郡  
印旛郡、香取郡、山武郡
- 7 高 体 連